

○山梨県警察被害少年相談所活動要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 0 3 号 〕

山梨県警察被害少年相談所活動要領

第 1 目的

この要領は、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（以下「被害少年等」という。）に対するフォローアップ活動、継続的な支援活動等の適正な推進を図るため、被害少年相談所の設置及び活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 被害少年相談所の設置等

1 被害少年相談所の設置

生活安全部人身安全・少年課に警察本部被害少年相談所を、警察署の生活安全担当課に警察署被害少年相談所を設置する。

2 責任者等

- (1) 警察本部被害少年相談所に責任者を置き、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）をもって充てる。
- (2) 警察署被害少年相談所に責任者を置き、生活安全担当課長をもって充てる。
- (3) 責任者は、被害少年相談所における業務を統括し、当該相談所に勤務する職員を指揮監督する。

第 3 任務

警察本部被害少年相談所及び警察署被害少年相談所の任務は、次のとおりとする。

(1) 警察本部

- ア 被害少年等に対するカウンセリングに関すること。
- イ 各警察署からの報告に係る事案の指導、助言、分析及び連絡調整に関すること。
- ウ 被害少年相談所への少年補導員の派遣等の調整に関すること。

(2) 警察署

- ア 関係各課と連携して被害少年等の早期把握に努めること。
- イ 被害少年等に対するカウンセリングを実施すること。

第 4 相談活動上の留意事項

被害少年相談所に勤務する職員の相談活動上の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 被害少年等の心理状態を考慮し、誠意をもって対応すること。
- (2) 被害少年等の置かれた環境に充分配慮して対応すること。
- (3) 医療機関等の治療が必要な場合は、迅速に措置すること。
- (4) 人格の向上と識見のかん養に努め、被害少年等及びその関係者からの尊厳と信頼が得られるようにすること。
- (5) 相談取扱い中に知り得た事項については、保秘に留意すること。
- (6) 相談は、管轄区域にかかわらず受理し、迅速的確に対応すること。

第5 報告・連絡

- 1 被害少年等からの相談事項は、山梨県少年警察の活動に関する訓令(平成14年山梨県警察本部訓令第17号)第61条に定める被害少年相談受理簿(第23号様式)により聴取するとともに、人身安全・少年課長を経由して警察本部長に報告すること。
- 2 受理した事案を他の警察署等に通報する必要があるときは、速やかに被害少年相談受理簿の写しを人身安全・少年課長を経由して警察本部長に報告すること。
- 3 関係機関に必要な事項を連絡し、円滑な相談業務を推進すること。